

## 学 則

① 事業者の名称 及び所在地	上総都市計画株式会社 〒299-1173 千葉県君津市外箕輪3-5-24
② 研修事業の名称	サービス付き高齢者向け住宅 憩いの里君津 介護職員初任者研修
③ 研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式
④ 開校の目的	高齢社会を迎え多様化するニーズに対応した介護サービスを提供するため、専門的な知識、技術を有する介護員の養成が急務とされている。そこで、当社としても地域の福祉に貢献するため、介護員の養成を行うものである。
⑤ 研修責任者 及び課程編集 責任者の氏名 研修担当部署 研修担当者及 び連絡先	研修責任者 藤野 勉 課程編集責任者 後藤 美和 研修担当部署 サービス付き高齢者向け住宅 憩いの里君津 介護職員初任者研修事業係 研修担当者 後藤 美和 電話：0439-54-3055
⑥ 受講対象者 (受講資格) 及 び定員	義務教育終了者で、介護・福祉の仕事への就業を希望している者。 定員 12名
⑦ 募集の方法 (募集開始時期・ 受講決定方法を 含む) 受講手続き及 び本人確認方 法	・開校の1か月前に募集開始し、自社ホームページ・タウン誌に募集広告を掲載する。 ・受講希望者に受講案内(学則含む)と申し込み用紙送付。内容を確認の上、所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAXにて申し込むものとする。 ※申し込みは先着順で定員に達し次第締め切りとする。 ・初回授業時に実施要項に定められた本人確認書類(健康保険証、運転免許証、住民票、パスポートいずれか)の写しを持参し、講師が確認し回収する。
⑧ 受講料及び 受講料支払い 方法	50000円 (テキスト代、消費税含む) 開講日に受付で集金
⑨ 研修カリキ ュラム	研修カリキュラム参照
⑩ 研修会場	千葉県君津市常代2-10-19 サービス付き高齢者向け住宅 憩いの里君津 新館2階

⑪実習会場	千葉県君津市常代2-10-19 ヘルパーステーション憩いの里 実際に訪問介護員と各利用者を訪問し仕事の内容を見学する。
⑫講師の氏名 及び担当科目	講師一覧表 PDF 参照 ※略歴、現職については個人情報のため公表を控えております。
⑬研修期間	研修スケジュール PDF 参照
⑭使用テキスト	長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト
⑮研修終了の 認定方法	認定方法：終了を認定した者には終了証明書を交付する。 研修の終了期限：8か月 終了評価方法：別紙9を参照 終了評価筆記試験不合格時の取り扱い：担当講師による補習のうえ、再試験を実施する。受講有効内に終了試験に合格しなかった場合は終了できない。 (補習費用：無料、再評価費用：無料)
⑯欠席者の 取り扱い 及び補講に ついて	研修受講者がやむを得ない事情により研修の一部を受講できなかった場合には「欠席届」を提出させ、他の事業者の講座を受講させる、又は当法人の次の研修を受講させる等の補講により同等の知識が得られるように努めるものとする。 また、修了試験において知識・技術等の習得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合についても、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に到達するよう努める。
⑰研修科目の 免除について	研修科目及び研修時間の一部について免除することができるものとして、その対象と者及び免除の事項は、「研修科目及び研修時間の免除」に掲げるとおりとする。該当者は、実務経験証明書（第1号様式）を事業者に提出し承認を受けることとする。
⑱解約条件及 び 返金の有無	【受講者からのキャンセル】 教材到着後8日以内であればキャンセル可能。振込等にかかる手数料及び教材費を除いた金額を返金。但し、8日以内であっても受講日を過ぎた場合及び開講後の途中解約及び返金は認めないものとする。 【弊社からの開校中止】 受講者が5名以下の時は開校しない。 その場合振り込みにより全額返金。
⑲情報開示の 方法	ホームページにて情報を開示する。 ホームページアドレス ( <a href="http://www.kazusa.co.jp/kousenchin/kimitsu.html">http://www.kazusa.co.jp/kousenchin/kimitsu.html</a> )
⑳個人情報の 取り扱い	研修運営上知り得た受講者に係る個人情報は、厳重に保管し、使用に際しては適切に取り扱い、秘密保持については十分注意を図る。

<p>㊤ 修了証書等の交付</p>	<p>修了の認定を行った者に対しては、別記様式による修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。研修修了者から、破損、亡失等による修了書等の再発行の依頼があった場合にはこれに応ずるものとする。</p>
<p>㊤その他、養成研修にかかる留意事項</p>	<p>研修の実施にあたっては、千葉県介護職員初任者研修実施要綱及び千葉県介護職員初任者研修指定事務取扱要綱に定める事項を遵守するものとする。</p>